

■ 総代会について

- 総代会は会員の皆さまのご意見を適正に反映するための開かれた制度です。
- 総代会を運営する会員の代表（総代）は、会員の皆さまが信任します。

信用金庫は、協同組織の金融機関で、その構成員である会員によって構成されております。

会員は、出資口数（金額）に関係なく、1人1票の議決権を持ち、「総会（株式会社における株主総会に当たります）」を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫は会員数が多いため、総会に代えて「総代会」制度を採用しております。

「総代会」は、信用金庫法に定められた、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員1人ひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された「総代」によって運営されております。

さらに、当金庫では、「総代会」に限定することなく、役職員の日々の訪問活動や、日常の業務・お取引を通じて会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にすることに加えて、各種アンケート調査などの実施や「お客さまの声担当」の配置、営業店店頭への「ご意見箱」設置などにより皆さまからのご意見を参考とさせていただき、経営の改善に努めております。

■ 総代の定数・任期について

(1) 総代定数は120人以上150人以内です。

当金庫の営業地区を4区の選任区域に分け、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。

(2) 総代の任期は3年です。

■ 総代の選任方法について

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っておりますので、総代候補者選考の基準に基づき、次の手続きを経て適正に選任されます。

- 1 理事会で各選任区域ごとの会員の中から、総代候補者選考委員会を選任します。
- 2 その総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
- 3 その総代候補者を店頭掲示し、会員の皆さまの信任を問います。

● 総代候補者選考の基準 ●

- ◇ 当金庫の会員で、原則個人
- ◇ 総代として相応しい見識を持っている方
- ◇ 地域での信望の厚い方
- ◇ 人格が温厚誠実で、良識のある方
- ◇ 金庫の理念・使命をよく理解し、積極的に協力していただける方
- ◇ 健康で、改選時に満70歳未満の方

〈総代会制度〉



